

第百十七号議案

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例（昭和三十八年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表東京消防庁臨港消防署の項位置の欄を次のように改める。

中央区晴海五丁目八番二十号

別表東京消防庁三鷹消防署の項位置の欄を次のように改める。

三鷹市下連雀九丁目二番十七号

附 則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別表東京消防庁三鷹消防署の項位置の欄の改正規定は、同年十月九日から施行する。

（提案理由）

東京消防庁臨港消防署及び東京消防庁三鷹消防署の位置を改める必要がある。